

# ポーランド週報

(2023年2月16日～2023年2月22日)

令和5年(2023年)2月24日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 「K'15」の政党名簿からの削除 ミュレル政府報道官インタビュー記事 欧州復興基金支払い時期に関するモラヴィエツキ首相のコメント カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー記事 憲法法廷による最高裁判所法改正案の審査受理 選挙法改正案、上院で否決され、下院で再び審議・投票へ ドゥダ大統領の英国訪問 ドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相の第59回ミュンヘン安全保障会議出席 ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とメローニ伊首相との会談 ドイツ軍防空ミサイルのポーランド展開完了 バイデン米大統領のポーランド訪問								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<b>治安等</b> ベラルーシとの国境交通に関する動向 雇用主によるアルコール検査が可能に								
<b>経済</b> 欧州委員会による2023年ポーランドGDP成長率予想0.4%増 ポーランド開発基金による国家復興計画投資資金の事前調達 2022年第4四半期、ポーランドGDP成長率は前年同期比0.3%増加 2023年1月のインフレ率は前年比17.2%増 GUSによるインフレ率予測 石炭関連資産の政府機関への移行が遅延 GE日立によるポーランドでのSMR導入計画 炭鉱に対する公的支援動向 国営原子力発電会社PEJ、米ウエスティングハウス社と予備設計契約を調印 ポーランドにおける揚水発電所建設計画 トルンで第1回世界コペルニクス会議が開催								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

**「K'15」の政党名簿からの削除【16日】**

16日、ジェチポスポリタ紙は、クキス党首率いる政党「K'15」が、財務報告書を期限内に提出しなかったため、政党名簿から削除されたと報じた。国家選挙委員会の要請を受けたワルシャワ地方裁判所が1月11日に今回の決定を下したという。同党のサハイコ下院議員は、新しい党名で政党を名簿に登録する申請を提出すると述べている。

**ミュレル政府報道官インタビュー記事【16日】**

16日、ジェチポスポリタ紙は、ミュレル政府報道官のインタビュー記事を掲載した。同報道官は、欧州復興基金について、支払いプロセスの進展を阻害しているのはドゥダ大統領ではなく、欧州委員会であり、欧州委員会がある種の議論にオープンであったとしたら、問題は既に解決していたはずであると述べた。また、同報道官は、期限を迎えつつある現在の議会の任期中には、政府は多くは法案を提出しないだろうと明らかにした。同報道官によれば、ポーランドのエネルギー政策にロシアが及ぼした影響を調査するための検証委員会を設置する法案の作業を現在の議会の任期中に進めるか否か、未だ決定は下されていないという。さらに、同報道官は、バイデン米大統領がわずか1年で2度もポーランドを訪問することは、地政学的にとっても良いシグナルであると考えている。

**欧州復興基金支払い時期に関するモラヴィエツキ首相のコメント【18日】**

18日、モラヴィエツキ首相は、欧州復興基金支払いの申請は、憲法法廷が最高裁判所法改正案に関する判決を下した後に提出されると明言した。また、同首相は、憲法法廷が迅速に判断を下すよう期待も表明した。

**カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー記事【20日】**

20日、シエチ誌は、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、ロシ

アのウクライナ侵略やバイデン米大統領によるポーランド訪問、ポーランド・EU関係、議会選挙キャンペーンに関して同党が立てている計画などについてコメントした。同党首は、バイデン大統領のポーランド訪問について、米国や他の国々がウクライナ支援への関与について最大限に具体的な宣言をするよう期待していると述べた。また、PiSの選挙プログラムについて問われ、同党首は、PiSの選挙プログラム党大会は6月に、選挙プログラム全体の発表は9月に予定されていると答えた。PiSは、過去数年間に達成されたことを守り続け、医療サービスの抜本的な改善計画を示し、国内外の安全保障を確保し、ポーランド人に安定を届けるという。同党首は、ドイツのリーダーシップの下で中央集権的な欧州国家を創設することについて警告を発し、EUにおける拒否権制度の撤廃やEU条約の改正に反対する国々の連合について話した。

**憲法法廷による最高裁判所法改正案の審査受理【21日】**

21日、ドゥダ大統領は、憲法法廷に対し、議会を通過した最高裁判所法改正案を審査するよう要請した。同大統領は、2月10日に同改正案には署名せずに憲法法廷の審理に付すと発表していた。ジェニック・ガゼタ・プラヴナ紙が行った調査によれば、ポーランド人の約45%が本件を肯定的に評価しているが、約38%は否定的に捉えていることがわかった。与党「法と正義」(PiS)の支持者に関しては、約69%が同大統領の下した決断を支持している。

**選挙法改正案、上院で否決され、下院で再び審議・投票へ【22日】**

22日、上院において、選挙法改正案が審議・投票に付されたが否決され、下院へ戻された。同改正案では、投票率を上げるために、中・小都市における投票所を増設したり選挙の際に無料交通機関を運行させたりすることが想定されている。野党は、本年秋季に選挙を控えた今のタイミングで選挙法を改正すべきではないとして強く批判していた。

**ドゥダ大統領の英国訪問【16日～17日】**

16日から17日にかけてロンドンを訪れたドゥダ大統領は、チャールズ三世国王陛下及びスナク首相との会談を行った。16日のスナク首相との会談で、ドゥダ大統領は、エネルギー安全保障やさらなるウクライナ支援を含む安全保障について協議した。また、17日には、チャールズ三世陛下とバッキンガム宮殿で会談を行った。

**ドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相の第59回ミュンヘン安全保障会議出席【17日、18日】**

17日、ドゥダ大統領は、ドイツで開催されたミュンヘン安全保障会議に出席し演説を行うとともに、ワイマール・トライアングルの一環としてショルツ独首相及びマクロン仏大統領と会談した。同大統領は、ロシアがウクライナを攻撃した2022年2月24日、世界は変わり、我々の地域の安全保障アーキテクチャーに対する認識も変わったのだと指摘し、NATOやEU

との団結の必要性を強調した。また、18日、モラヴィエツキ首相も、ミュンヘン安全保障会議に出席し、ウクライナへの軍事支援の必要性を訴えた。さらに、同首相は会合の機会を捉えて、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、ショルツ独首相などと懇談した。

#### ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とメローニ伊首相との会談【20日】

20日、ドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相は、ワルシャワ来訪中のメローニ伊首相と会談した。ドゥダ大統領との会談には、大統領府のプシダチ国際政策局長官とコラルスキ国務大臣が同席した。また、モラヴィエツキ首相との会合での主なテーマは、戦うウクライナへの支援であったが、経済問題にも焦点が当てられ、欧州単一市場が直面する課題について話し合われた。

#### ドイツ軍防空ミサイルのポーランド展開完了【20日】

20日、先月末から開始されていたドイツ軍のパトリオット防空ミサイルのポーランドへの展開が完了した。3コ中隊の同防空ミサイルが、ルブリン地方に配備され、ザモシチからコントロールされる。これらは、NATOの統合防空システムに統合され、ポーランド軍作戦司令部隷下の航空司令部を通じて指揮されることになる。

#### バイデン米大統領のポーランド訪問【21日～22日】

21日から22日にかけて、バイデン米大統領はポーランドを訪問し、ドゥダ大統領との会談や旧王宮庭でポーランド国民向け演説を行うとともに、ブカレスト・ナイン(B9)臨時首脳会合に出席した。21日に行われたドゥダ大統領とバイデン大統領との会談では、ポーランドの安全保障と同盟協力の強化や二国間関係について話し合われた。同日夕刻の旧王宮庭では、ドゥダ大統領の「我々は、ウクライナと連帯しており、今後も連帯し続ける。連帯なくして自由はない。自由なウクライナに万歳。ポーランド・米国同盟に万歳。NATO万歳。自由世界に万歳。」というメッセージに続き、バイデン大統領が演説を行った。その後、バイデン大統領は、モラヴィエツキ首相、チシャコフスキ・ワルシャワ市長、グロツキ上院議長、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首などとも会談を行っている。翌22日には、B9臨時首脳会合が開催された。バイデン大統領とストルテンベルグNATO事務総長も参加し、東方の強化やさらなるウクライナ支援に話題が及んだ。また、B9会合で採択された共同声明において、NATO東方諸国は、どのような脅威が生じたとしても互いに支援し合うことで一致し、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、地域におけるNATOのプレゼンス強化に賛同した。

### 治 安 等

#### ベラルーシとの国境交通に関する動向【17日、21日】

17日、ベラルーシ外務省は、ポーランド当局が10日にボブロヴィニキ(Bobrowniki)国境検問所の通行を一時停止したことに対応して、ポーランド運送業者がベラルーシに出入国できるのは、ポーランドとベラルーシとの国境に限り、リトアニア・ベラルーシ間やラトビア・ベラルーシ間を利用することはできないと発表した。

21日、内務・行政省は、ベラルーシ当局がポーランド運送業者に課した上記制限に関連し、同日19時から追って通知があるまでの間、ククリキ(Kukuryki)検問所での貨物輸送を制限すると発表した。本制限は、ポーランドやEU、EFTA加盟国に登録されている車両には適用されないとしている。また、

テレスポール(Terespol)検問所における自動車でのヒトの移動にも適用されないとのことである。

同日、ヤブウォンスキ外務次官は、当地ラジオ番組に出演し、ベラルーシとの国境を完全に封鎖する可能性を排除していないとして、安全保障のために必要であれば準備するつもりであると述べた。

#### 雇用主によるアルコール検査が可能に【21日】

21日、労働法が改正され、同日以降、雇用主は、職場でのアルコール摂取の有無を確認するために、従業員に対してアルコール検査を課することができるようになった。改正法によると、生命と健康の保持、又は財産の保護を確実にする必要性がある場合に雇用主は従業員のアルコール検査を導入することができるという。

### 経 済

#### 経済政策

#### 欧州委員会による2023年ポーランドGDP成長率予想0.4%増【20日】

欧州委員会(EC)は、2023年のポーランドのGDPが0.4%成長すると予想しており、専門家は、この危機が労働市場に打撃を与えると予測している。大都市は、労働力不足と雇用者の多様化により、危機にうまく対処できるだろうが、産業構造や地域経済における特定の産業の優位性によって、地域ごとに異

なる影響を与え、自動車、エネルギー集約型産業、建設業が最も危機に瀕していると指摘した。地方自治体は、EU基金からの大規模な投資や企業への支援に危機回避の糸口を求めている。2023年のドルノシロンスキ工場の投資促進予算は23億ズロチ、2021年から2027年のこの地域のための新しいEU予算は、ヴァウブジフ(Wałbrzych)経済特別区のための公正変革基金(FST)と合わせて110億ズロチ

に達する。また、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県は、EUの専用基金から2021年から2027年にかけて18億ユーロを受け取ることになる。

#### ポーランド開発基金による国家復興計画投資資金の事前調達【21日】

ポーランド開発基金(PFR)は、EUの資金がない場合、国家復興計画(KPO)の投資資金を事前に調達している。現在までに、PFRは、基金・地域政策省、

気候・環境省、家族・社会政策省が実施するエネルギー移行、労働市場、農業プロジェクトに約1億2千万ズロチを支出した。また、地域再建・近代化庁、基金・地域政策省、気候・環境省、家族・社会政策省及び農業・農村開発省との協定のもと、KPOプロジェクトの実施のため、これまでに11億6000万ズロチが契約された。PFRは、今年のKPOプロジェクトの事前融資額が150億～200億ズロチに達する可能性があるの見積もっている。

### マクロ経済動向・統計

#### 2022年第4四半期、ポーランドGDP成長率は前年同期比0.3%増加【17日】

GUSの暫定推計によると、2022年第4四半期のポーランドのGDPは実質(=恒常価格)成長率が前年同期比0.3%にとどまり、2021年第1四半期以来の低水準となった。第3四半期と比較すると、GDPは2.4%減少した。こうしたデータが入手可能なEU15か国のうち、この期間にこれほど経済活動の低迷を記録した国はなく、ユーロ圏では、GDPの増加率は0.1%であった。名目では、ポーランドの2022年第4四半期のGDPは前年同期比2%増であった。2022年4月から12月までのポーランド経済は4%縮小した。ポーランドはテクニカルリセッションではないが、エコノミストは2022年の実質経済活動は深刻に減少したと評価している。一方、労働市場は堅調に推移し、工業生産高は販売され、建設生産高は第3四半期から3%以上増加した。シティ・ハンドロウィー銀行のエコノミストによると、四半期ごとのGDPの減少は、個人消費と在庫変動の減少の結果と分析しており、個人需要の減少は、25年以上ぶりの高インフレが年末の家計所得の購買力を著しく低下させた結果としている。

#### 2023年1月のインフレ率は前年比17.2%増【17日】

GUSによると、2023年1月の消費財・サービス価格は前年同月比17.2%増となった。前月と比較すると、財・サービス価格は2.4%上昇した。食品と非アルコール飲料の価格は前年比20.7%増、アルコール飲料とタバコ製品は9.9%増、住宅は前年比22.3%増、エネルギーキャリアは34%増、輸送価格は前年比16%増、民間輸送車用燃料は18.7%増となっている。

#### GUSによるインフレ率予測【20日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、2022年12月に16.6%上昇した消費者物価指数(CPI)が、2023年1月には前年同月比17.2%上昇すると推定。経済アナリストは、このサイクルにおけるインフレ率のピークは2月で、18.5～19%程度、その後数ヶ月はダイナミックに低下するが、1年の大半は2桁台が続くと推定している。

### エネルギー・環境

#### 石炭関連資産の政府機関への移行が遅延【17日】

当地紙は、国家エネルギー安全保障庁(NABE)による国有電力会社の褐炭鉱及び石炭火力発電資産の買収について、予定されていた4月中旬に間に合わない可能性が高いと国有財産省からの情報を引用し報じた。

#### GE日立によるポーランドでのSMR導入計画【20日】

GE日立社長は、ポーランドで最初の小型モジュール炉(SMR)を6年以内に立ち上げることは可能なシナリオであると述べた。現在、カナダで最初のSMRの建設が進んでおり、これと同時に認証プロセスを進める予定であり、ポーランドのSMR建設計画はヨーロッパで最初、世界で2番目に実施される。その後、チェコ、ルーマニア、エストニア、英国でも建設される可能性があるとして付け加えた。

#### 炭鉱に対する公的支援動向【21日】

ポーランド政府が、欧州委員会(EC)に対し2030年までのポーランド鉱山に対する国家補助(約290億ズロチ)の同意に関する申請を行ってから約1年が経過した。この同意と引き換えに、鉱山は2049年までに閉鎖されることになっていた。しかし、今秋のポーランド議会選挙までに、ECによる補助金交付の許可が得られる見通しは立っていない。

国有財産省は1月、ECの決定を待たず、国家補助法の規定を実施し始めたと発表した。国営石炭採掘企業のPGGは、生産能力削減のために国家予算から補助金として8億ズロチ、自己証券による株式資本の増額として6億2770万ズロチを受け取った。また、国営電力会社の関連会社である Tauron Output社は国家予算から1億7750万ズロチを受け取った。一方、国有財産省は、ウクライナ戦争やエネルギー分野におけるガスの役割の縮小に伴う石炭市場のニーズの高まりを考慮し、鉱山閉鎖計画をより現実的なものにする必要があるとしている。

## 国営原子力発電会社PEJ、米ウェスティングハウス社と予備設計契約を調印【22日】

ポーランド国営原子力発電会社PEJは、米ウェスティングハウス社(WH)と原子力発電所建設に関する予備設計契約を調印した。同契約は、投資実施モデルの開発、安全性評価の準備、品質管理プログラムの設定、下請け業者の特定など10分野の準備作業を対象としており、両社間の、エグゼクティブ・コン

トラクトが合意される前に、設計に必要な初期作業を開始できるようにすることを目的としている。

## ポーランドにおける揚水発電所建設計画【22日】

国営電力会社は気候・環境省の政策に基づき、揚水発電所の建設を計画している(PGE:750MW、Energa:1040MW、Tauron:700MW)。更にPGEは、揚水発電所の敷地内におけるバッテリー蓄電施設の建設について、市場協議を行っていると報告した(2024年~2027年にかけて実施予定)。

## 科学技術

## トルンで第1回世界コペルニクス会議が開催【19~21日】

19日から21日の間、コペルニクス生誕500年を記念して、トルンで第1回世界コペルニクス会議が開催され、モラヴィエツキ首相、チャルネク教育・科学大臣の他、世界中から約700人の科学者が出席した。主催者であるコペルニクスアカデミーは昨年9月に新設された国内外の科学者から構成される組織で、国家コペルニクスプログラムに基づき、天文学、経済学、法学及び神学・哲学の5分野において、上

記会議の開催、コペルニクス賞の授与、国際協力の促進等を実施する。同会議初日、天文学者のクシシュトフ・グルスキ教授が事務総長に任命されるとともに、会員も併せて任命された。また、3日目にはポーランド、チェコ、スロバキア、ウクライナ、ジョージア、イラク、マルタ、ルワンダ及び英国の代表者が、科学研究の実施、科学的批判及び議論の自由の確保に取り組む「トルン宣言」に署名をした。第2回会議は5年後に開催される予定である。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、

スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されています。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

## **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

## **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

## **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】**展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

### **【予定】**水曜映画上映会「パパのお弁当は世界一」【3月1日(水)17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「パパのお弁当は世界一」が開催されます（日本語音声、ポーランド語字幕）。入場は無料です。座席数に限りがありますので、参加ご希望の方はEメールにて参加登録をお願いいたします。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

参加登録Eメールアドレス：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))